

衆議院議員小選挙区における地域の実情を踏まえた区割りの改定を求める意見書

本年6月に発表された令和2年国勢調査の速報値により、日本の総人口は1億2622万6568人で、平成27年の前回調査から約86万人の減少となった。38道府県で人口減少が進んでいる一方で、東京都市圏は約80万人増えるなど、大都市圏への偏在が加速している状況が浮き彫りとなっている。衆議院選挙制度改革を踏まえ、国が人口に応じて各都道府県に定数を割り振る新たな議席配分方法の「アダムズ方式」で試算した結果、衆議院小選挙区は、15都県で「10増10減」の見直しが必要となり、当県も現行の5選挙区から「1減」とされている。衆議院議員選挙区画定審議会は、新たな議席配分方法を踏まえ、区割り改定への議論を開始しており、来年6月までに見直し案をまとめる方針である。

当県は、前回の区割り改定においても、福島3区だった西郷村が福島4区に編入されており、地理的条件を始め、歴史や文化、さらには、経済圏や生活圏など、地域の一体性は考慮されずに地域の分断を余儀なくされた経緯がある。1票の格差を是正するため、選挙区を見直すことは必要なことであるが、機械的に定数を割り振るだけでは、過疎地域の選出議員だけが減ることは明らかであり、地方の実情が国政に反映しにくい状況が生じることになる。とりわけ、当県は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、県外への避難者は未だ約2万人おり、復興は道半ばであることから、地域の実情を加味せず、地方への配慮が欠けた機械的な数合わせによる区割りの変更は受け入れ難い。

よって、国においては、国政に地方の意見をしっかりと反映させるため、各地域の実情を踏まえた区割りの改定を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
宛て

福島県議会議長 太田光秋